

## 会 議 録

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 会 議 の 名 称                | 枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成24年度第2回）  |
| 開 催 日 時                  | 平成24年10月2日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで   |
| 開 催 場 所                  | 枚方市民会館 1階 第2集会室  |
| 出 席 者<br>(評価員・50音順)      | 枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価委員<br>遠藤評価員、三成評価員、森田評価員、吉村評価員<br>事務局：財務部総合契約検査室（中村、山口、橋本、木村、小篠、松本）<br>総務部総務管理課（西田、長村、根本、西本）   |
| 案 件 名                    | (1) 委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準（案）について<br>(2) 落札者の決定に係る意見聴取について等  |
| 提 出 資 料 等                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心と輝きの杜施設総合管理委託仕様書</li> <li>・安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）</li> <li>・入札参加申請様式</li> <li>・低入札価格審査書類</li> </ul> |
| 決 定 事 項                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札者決定基準(案)について、意見聴取が行われた。</li> <li>・落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。</li> </ul>   |
| 会議の公開・非公開<br>非 公 開 の 理 由 | 非公開<br>枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。   |
| 会議録の公表・非公表               | 公表   |
| 所 管 部 署（事務局）             | 総務部総務管理課、財務部総合契約検査室  |

## 審 議 内 容

### 《開会》

事務局から評価員4人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

### ●案件(1) 委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準(案)について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び総合評価一般競争入札落札者決定基準(案)を基に説明を受け、意見を聴取した。

#### □業務仕様書について

評価員：委託対象となる範囲はどこか

事務局：仕様書P1にある位置図の黒枠で囲っている部分であるが、輝きプラザきららを黒枠で囲めていないので修正する。

評価員：やすらぎの杜は対象ではないのか。

事務局：所管部署が異なるため対象ではない。

評価員：防災公園については警備のみで管理等はないのか。

事務局：防災公園の管理等は他部署が行うので、今回の発注では警備のみとなる。

評価員：前回の発注時の業務内容に変更はあるのか。

事務局：業務内容に変更はない。

評価員：市民からの要望等はないのか。

事務局：要望については個々に対応しており、総合管理に関わる要望等はない。

評価員：仕様書P4には輝きプラザきららの平均就業者数が約150名とあるがこれは一日の数か。

事務局：市の職員等を含めての一日の平均就業者数です。

#### □価格評価の評価項目及び落札者の決定について

評価員：落札者の決定方法等について、国等で例示等は示されているのか。

事務局：一般的によく用いられている手法等はあるが、国等が示しているものはない。個別の配点については過去の事例の蓄積から調整している。

評価員：価格評価については、類似の方式で入札を行っている自治体はあるのか。

事務局：現状では総合評価方式を行っている自治体自体は少ない、価格評価に関する考え方については標準的なものである。

#### □技術的価値評価について

評価員：仕様書のP6(2)②に従業員は、受注事業者の社員・協力企業を問わず、また雇用形態についても基本的に問わないものとする、とあるが落札者決定基準案にある2.技術的評価(2)研修体制の評価については下請業者、協力業者の研修体制も評価の対象となるのか。

事務局：契約相手は元請業者なので、元請業者が実施する研修は自社及び下請業者等に対する研修も評価の対象としているが、下請業者が実施する研修は評価の対象とはならない。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組みにある障害者雇用等に対する評価も元請業者のみか。

事務局：契約相手は元請業者なので、元請業者の取組みを評価する。

評価員：下請業者の状況は、入札提案時に把握できるのか。

事務局：入札提案時には把握できない。原則受注者が全ての業務を行うこととなるので、下請に再発注を行う場合は、市の承諾が必要となりその申し出の際に可否を判断する。また、市の承諾が得られない場合は、受注者にて措置を講じる必要がある。

評価員：下請先の労務者の状況確認はしているのか。

事務局：元請業者には「労務者賃金支払い状況報告書」を提出させるので、その中に下請業者の状況報告も含んでいる。

評価員：総合評価の趣旨として、企業の様々な取組みを評価するなら、実際に業務に従事する下請先の取組みも評価すべきではないか。

事務局：そもそも下請への再発注を前提としていないので、現状では下請業者の取組評価を想定していない。下請業者の取組み評価の扱いについては、今後の研究課題とする。

#### □社会的価値評価について

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み①障害者の新規雇用の配点が6点、3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み②障害者雇用率又は雇用者数（常用雇用労働者に限る）が5点となっているが、既に雇用創出に取り組んでいると思われる、3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み②障害者雇用率又は雇用者数の配点を多くしたほうがいいのではないか。

事務局：さらに障害者の新規雇用創出を促進する意図で(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み①障害者の新規雇用の配点を多くしている。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み②障害者雇用率又は雇用者数（常用雇用労働者に限る）について障害者雇用状況報告書を提出していない業者は失格となるのか。

事務局：失格とはしていないが、注意事項で即時提出を明記している。また、過去の案件では提出されないことはなかった。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み②障害者雇用率又は雇用者数（常用雇用労働者に限る）について、法で定められている雇用率1.8%は評価対象とならないのか。

事務局：過去からの聴取意見を踏まえて、雇用率については1.81%以上を評価対象とした。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み③就職困難者の新規雇用と3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み④就職困難者の継続雇用又は就労形態の注意事項に他の評価項目との重複評価は行わないとあるが、具体的にはどこが対応するのか。

事務局：具体的にどの項目が対応するのか記載するようにする。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み③就職困難者の新規雇用

の評価内容にある、現場就業は問わないとあるがどういう意味か。

事務局：今回の発注業務の現場に配置する必要はないという意味である。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み④就職困難者の継続雇用又は就労形態の評価内容に平成24年6月1日時点とあるが、平成24年6月2日以降の取組みは評価対象外となるのか。

事務局：監督官庁への報告等が整う平成24年6月1日を基準として、継続的に雇用されていれば評価対象となる。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み③就職困難者の新規雇用の加点方法について、規模が小さい会社にとっては、新規雇用者を多くするのは難しいと思われるので、雇用率で評価してはどうか。

事務局：雇用率で評価すると、分子が小さすぎて評価が困難になることも考えられる。また、雇用者側からすると、会社の規模に関係なく一人の雇用として計上されていると考えられる。提案された内容については今後の課題として検討する。

評価員：市内にある中小企業にとっては、かなり厳しい評価基準になっているのではないか。

事務局：総合ビル管理業務については、そもそも中小企業では業務の履行自体が難しいという、点もある。評価における市内、中小企業への配慮については今後の研究課題とする。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み⑥トライアル雇用制度の活用について、就職困難者の新規雇用又は継続雇用を行う際にトライアル雇用を利用していないと評価されないため、トライアル雇用を利用せずに就職困難者の新規雇用又は継続雇用を行っている場合は、業者は満点の評価を受けることがそもそも不可能になるのではないか。

事務局：所管部署とも協議し、評価分類、配点を含めて検討とする。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み③就職困難者の新規雇用にある申請内容を達成できなかった場合の取り扱いはどうなるのか。

事務局：早急に達成するよう指導・監督するなど、発生時に対応することとなる。また、そのような状況を原則認めていないため、取り扱いについての記述はしていない。

評価員：3. 社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組み①障害者の新規雇用において、現在の履行場所で就労している者を他業者が、平成24年4月1日以降に新規採用した場合の取り扱いはどうなるのか。

事務局：現在の履行場所で就労している者については、平成24年4月1日以降の採用でも評価対象となる。

#### ● 案件(2) 落札者の決定に係る意見聴取について等

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

#### ● 案件(3) その他

事務局から、今後のスケジュールについて説明を受けた。

《閉会》